

令和 7 年 2 月 7 日現在

件 名：小金井市新庁舎・(仮称) 新福祉会館建設工事

質疑事項	回答
<p>質問 1</p> <p>公告から質疑提出日までに営業日にて 1 2 日となっており、全ての図面を詳細に確認する時間としては困難な状況です。</p> <p>質疑回答に対する再質疑は可能でしょうか。ご教示ください。</p>	<p>回答 1</p> <p>いただいた質疑事項を踏まえ、再質疑を行います（質問提出期限 令和 7 年 2 月 21 日（金）午後 4 時まで、質問回答日 令和 7 年 3 月 4 日（火）。）。再質疑の詳細については市ホームページをご確認ください。</p> <p>https://www.city.koganei.lg.jp/shisei/seisaku/seisaku/sintyosyakanren/nyusatsu.html</p> <p>なお、制限付一般競争入札参加申請期間及び入札等日程は、再質疑実施を除き、変更はないのでご注意ください（※一般競争入札参加資格確認申請書申込み締切りは令和 7 年 2 月 18 日（火）午後 4 時までで変更なし）。</p>
<p>質問 2</p> <p>【落札者決定基準 4 / 8】</p> <p>図 1 契約締結までの流れ</p> <p>入札手続き後の 5 月上旬にヒアリングが予定されていますが、ヒアリングは何を目的とするものでしょうか。</p> <p>また、弊社の出席者に指定はございますでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>回答 2</p> <p>技術審査（施工者選考委員会審査部分）において、貴社技術提案書内容の確認を目的としています。出席者の指定を含めたヒアリングの詳細につきましては、ヒアリングの日時・場所の通知時（3 月上旬予定）にお知らせいたします。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・告示文 「12 技術提案書の作成について (13) 提案内容の確認のため、令和 7 年 5 月上旬に入札者に対するヒアリングを実施する。なお、日時・場所については、追って通知する。」 ・落札者決定基準 5/8 ページ、「5. 審査の枠組み 2) 総合評価審査 (2) 技術審査「…技術審査を行うにあたっては、別途、ヒアリングを実施する。」
<p>質問 3</p> <p>【別記様式 2 - 7】</p> <p>市民参加への協力等とありますが、例えば仮囲いに市民が参加してイラストを描く機会を設ける</p>	<p>回答 3</p> <p>技術提案審査項目となりますので、貴社にてご判断の上、ご提案ください。</p>

別記様式 4

ことは評価対象となるのでしょうか。
ご教示ください。

質問 4

【別記様式 2 - 6】

業種毎の市内企業リストを頂くことは可能でしょうか。
ご教示ください。

質問 5

質問 4 に際して、市内企業とは小金井市内に本社を有する企業のみが対象となるのでしょうか。又は、本社は他地域であるが、営業所等が市内にあれば対象となるのでしょうか。ご教示ください。

質問 6

質問 5 に際して、市内企業の対象は工種、業種・職種等に制限がないものとして理解してもよろしいのでしょうか。ご教示ください。

質問 7

【別記様式 2 - 6】

市内企業への発注や調達の実施について、「具体的な金額を提案」とありますが、落札者決定基準表 2 の評価基準の評価点 [S (10 点)・A (8)・B (6)・C (4)・D (2)] は金額で設定されているのでしょうか。又、実際の発注で、提案金額に満たなかった場合はペナルティがあるのでしょうか。あるのであれば、どのような内容でしょうか。ご教示ください。

回答 4

業種毎の市内企業リストを提供することはできません。貴社にて情報収集をお願いいたします。

回答 5

市内に本社がある場合、市内に営業所がある場合の両方ともに対象となります。

回答 6

お見込みのとおりです。

回答 7

提案金額も考慮の上、評価点を採点しますが、評価方法の詳細についてはお答えできません。
また、提案内容を履行しなかった場合のペナルティについては下記を参照してください。

【参考】

- ・告示文 5 総合評価に関する事項 (4) 評価内容の担保 「実際の整備工事に際しては、技術資料に記載した技術提案を満たす施工を行うものとする。受注者の責により技術提案を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難又は合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行う。なお、施工状況が特に悪質と認められる場合は小金井市競争入札参加有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。」
- ・告示文 10 VE 提案書等 (12) VE 提案が実施できない場合 「受注者が入札時に技術提案書又は入札書に反映した提案は、全て契約内容となることから、必ず実施すること。請負契約締結後、技

<p>質問 8</p> <p>質問 7 に際して、本工事は混合入札となっており、共同企業体で参加する場合、小金井市内企業と組成する場合は評価の対象となるのでしょうか。また、評価対象となる場合、発注・調達の金額の扱い方として、工事請負契約金額に対する市内企業の出資比率分（持ち分）になるのでしょうか。ご教示ください。</p> <p>質問 9</p> <p>【設計図書 2-04 特記仕様書 2】</p> <p>1.1.16 建設副産物の処理、ウ 施工計画書の添付書類（オ）汚染土壌の処理について、汚染土壌の処理が必要となった場合の事が書かれておりますが、本工場の工事敷地内に「土壌汚染対策法」に基づく汚染土壌は無いものとして考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。又、汚染土壌が有る場合は見積可能な資料をご提示ください。</p>	<p>術提案書又は入札書に反映された V E 提案が実施不可能となった場合の定めについては、契約約款によることとする。」</p> <p>回答 8</p> <p>技術提案審査項目となりますので、下記を参考に貴社にてご判断の上、ご提案ください。</p> <p>【参考】</p> <p>様式集 別記様式 2-6</p> <p>「①様々な事業分野における市内企業への発注や調達の実施について、具体的な金額を提案してください。併せて、市内企業への発注や調達が確実に行われているかセルフモニタリング手法を提案してください。</p> <p>※共同企業体分については含めないものとし（※下線は回答時追記）、一次下請け以降の発注・調達金額としてください。</p> <p>②市内企業との連携や市内企業の育成、その他地域経済活性化に資する取組（※下線は回答時追記）について具体的な実施方法について記述してください。</p> <p>※市内建設企業への業務発注だけではなく、本工事による地域経済への波及効果が実現できるものすべてを対象に評価します。」</p> <p>回答 9</p> <p>本工事敷地内に、汚染土壌はないものとお考えください。</p>
--	--